

議案第 4 5 号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の72.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じて、前当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>4～6 略</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項又は第23条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10
(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 4 6 号

琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 8 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和 4 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

令和4年琴浦町条例第 号

琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例

琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月の期末手当の支給についてのこの条例による改正後の琴浦町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条の規定の適用については、同条ただし書中「とする」とあるのは、「と、琴浦町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年琴浦町条例第 号)附則第2条第1号中「127.5分の15」とあるのは「167.5分の10」とする」とする。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。